

# 地域公共交通事業者・運送事業者臨時支援事業補助金交付要綱

令和5年12月27日

交通第549号

## (通則)

第1条 地域公共交通事業者・運送事業者臨時支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。（以下「交付規則」という。））に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (目的)

第2条 この補助金は、物価高騰などの影響により、厳しい経営状況に置かれている乗合バス事業者、タクシー事業者（福祉輸送事業限定含む）、貸切バス事業者及びトラック運送事業者に対して、今後の事業継続に寄与するよう臨時的に支援を行うことを目的とする。

## (補助対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる(1)から(3)までの要件をすべて満たすものとする。

(1) 次に掲げるア、イ又はウのいずれかの要件を満たすこと。

ア 乗合バス事業者、貸切バス事業者又はタクシー事業者（別表1に掲げるもの。以下同じ。）により構成されているもの

イ 運送事業者（別表1に掲げるもの。以下同じ。）により構成されているもの

ウ 非営利団体（法人格を有し、法令によりその構成員又は設立者に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与えることができないと規定されているもの）であって、運輸行政の円滑な遂行に協力することで公共の福祉の向上に寄与することが期待されるもの

(2) 道内に事務所等を有するもの

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係団体（暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体をいう。以下同じ。）に該当しないもの

2 前項各号の要件を全て満たす複数の団体により構成されるものを補助対象者とすることができる。

## (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の業務とする。

(1) 地域公共交通事業者・運送事業者臨時支援金（補助対象者が本要綱に基づき交付する支援金。以下「支援金」という。）の交付に関する次に掲げる業務

ア 交付規程策定業務

イ 支援金の支給者の募集業務

ウ 支援金の申請の受理業務

エ 支援金の申請内容の審査業務

オ 支援金の交付決定業務

カ 支援金の支払い業務

(2) その他、前号の付随的業務として知事が必要と認める業務

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる経費及び補助率等は、別表2のとおりとする。

(補助金額の算定方法)

第6条 補助金額は、別表2の方法により算出した額の合計額とし、予算の範囲内で支給する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとするときは、知事に対し、交付規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、総政第1号様式(平成25年北海道告示第10328-3号に定める様式。以下「総政第〇号様式」について同じ。)による補助金等交付申請書に事業実施概要書(別記第1号様式)及び次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 総政第2号様式 事業計画書
- (2) 総政第14号様式 補助金等交付申請額算出調書
- (3) 総政第18号様式 経費の配分調書
- (4) 総政第20号様式 事業予算書
- (5) 総政第32号様式 資金収支計画書
- (6) その他知事が必要と認める書類等

2 前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 補助対象事業の着手は、補助金の交付決定の通知を受けて行うものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上で、やむを得ない事情により、補助金の交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着手届を別記第2号様式により、知事に提出することとする。

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該補助金交付申請書等の審査等により、補助金を交付すべきと認めたときは速やかに交付決定を行い、当該申請者(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 知事は、前条による補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について」(昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達)第1号様式に定める交付の条件のほか、第11条及び第14条の条件を付すものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助金の交付を申請した者は、第8条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定又はこれに付された条件に対して不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

(地域公共交通事業者臨時支援金交付規程及び運送事業者臨時支援金交付規定)

第11条 補助事業者が支援金の交付規程等を作成したときは、知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(事業の中止等)

第12条 補助事業者は、第8条の規定による補助金の交付の決定があった事業（以下「補助事業」という。）を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総政第23号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書により知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延等の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、総政第24号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の内容の変更)

第14条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、総政第21号様式の補助事業等変更承認申請書により知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的に変更をきたさない場合で、その事業量又は事業費について、20パーセント以内の変更の場合は、この限りでない。

(状況報告等)

第15条 知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行に関し、報告を求め、又は職員に調査をさせることができる。

(補助事業等の遂行等の命令)

第16条 知事は、補助事業者が提出する報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第12条の規定による補助事業の中止等の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、総政第28号様式の補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 総政第2号様式 事業実績書
- (2) 総政第29号様式 補助金等精算書

- (3) 総政第31号様式 事業精算書
- (4) その他知事が別に指示する書類

(帳簿及び書類の備付け)

第18条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理し、補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第19条 知事は、第17条の規定による補助事業等実績報告書の提出を受けたときは、これを審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該報告を受けた日から20日以内に補助事業者へ通知しなければならない。

(補助金の交付)

第20条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定したのち、交付するものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、総政第26号様式の補助金等概算払申請書に最新の資金収支計画書を添付して知事に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第21条 補助事業者は、本事業により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は本事業が終了した後においても適用があるものとする。

(補助決定等の取消し等)

第22条 知事は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月27日から施行する。

別表 1

事業者	要件
乗合バス事業者	道内において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者
貸切バス事業者	<p>道内において、道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者</p> <p>ただし、公共的な役割に寄与している者又は、北海道の観光の振興に寄与する事業を実施しているもの。</p> <p>なお、観光の振興に寄与する事業を実施している者については以下の事業者を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 特定の施設のみへの運行の用に供する事業者</li><li>(2) その他、知事が別に定める事業者</li></ul>
タクシー事業者 (福祉輸送事業限定含む)	道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者であって道内に営業区域を有する者
運送事業者	道内において、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業を行う者

別表 2

補助対象経費	補助率等	補助金額の算出方法
<p>(1) 車両維持に対する支援金</p> <p>ア 乗合バス事業者 道路運送法第3条第1号イによる乗合旅客運送事業の実施に必要なバス車両（ただし、令和5年11月末日時点において保有している車両であり、かつ、現に運行の用に供しているものであって道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第10条第1項イの運賃を適用するバス路線又は規則第10条第1項ハの運賃を適用するバス路線の運行にのみ用いるものを除く。以下同じ。）の維持に要する経費</p> <p>イ 貸切バス事業者 道路運送法第3条第1号ロによる貸切旅客運送事業の実施に必要なバス車両（ただし、令和5年11月末日時点において保有している車両であり、かつ、現に運行の用に供している車両とする。以下同じ。）の維持に要する経費</p> <p>ウ タクシー事業者（福祉輸送事業限定含む） 道路運送法第3条第1号ハによる乗用旅客運送事業の実施に必要なタクシー車両の維持に要する経費 ただし、令和5年11月末日時点において保有している車両であり、かつ、現に運行の用に供している車両であってタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年5月19日法律第75号）第2条第2項に定めるハイヤーの用に供する車両を除く。</p> <p>エ 事業用自動車（ただし、被けん引車は除く。以下同じ。） 貨物自動車運送事業法第2条第2項による一般貨物自動車運送事業の実施に必要な事業用自動車（ただし、令和5年11月末日時点において保有している車両であり、かつ、現に運行の用に供している車両とする。）の維持に要する経費</p>	<p>左記ア及びイについて 22千円/台（定額）</p> <p>左記ウについて 12千円/台（定額）</p> <p>左記エについて 15千円/台（定額）</p>	<p>左記補助対象となる車両台数に車両の種別に応じた1台あたりの補助金額を乗じて得た額（ただし、1事業者あたり、(1)ア、ウ、エ及びオについて、それぞれ100台を上限とする。）</p>

<p>オ 被けん引車        貨物自動車運送事業法第2条第2項による一般貨物自動車運送事業の実施に必要な被けん引車（ただし、令和5年11月末日時点において保有している車両であり、かつ、現に運行の用に供している車両とする。）の維持に要する経費</p> <p>※エ・オともに霊きゅう運送及び一般廃棄物運送の用途に限定して使用する車両を除く。        ※エ・オともに支援金の支給対象者は、道内に本社を有する者に限る。        ※事業者毎の車両保有台数については、令和5年11月末日時点における北海道運輸局への届出台数とし、交付決定後、北海道より補助事業者へ提供する。</p>	<p>左記オについて        5千円/台（定額）</p>	
<p>(2) 支援金の交付事務等のために必要な次の経費        人件費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製費）、役務費（通信運搬費、広告料、各種手数料）、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認める経費        ただし、人件費は交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限る。</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>左記補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額（ただし、円未満の端数は切り捨てるものとする。）</p>